

〈職場内での回覧をお願いします〉

【重要】インセンティブ（報奨金）制度

インセンティブ（報奨金）制度は、平成30年度から導入された**加入者の皆様の取組みを2年後の健康保険料率に反映させる仕組み**です。47都道府県支部が順位付けされ、上位23支部には報奨金が付与されるため、健康保険料率を引き下げる要素の1つとなります。

【平成30年度実績】

37位 / 47支部

山梨支部は上位23支部に入れなかったため、令和2年度の健康保険料率算定時において、**報奨金の付与が受けられませんでした。**

評価項目

47都道府県支部を評価し順位付けします



特定健診等の実施率

8位



特定保健指導の実施率

35位



特定保健指導対象者の減少率

40位



要治療者の医療機関受診率

40位



ジェネリック医薬品の使用割合

33位

…裏面「ジェネリック通信」も併せてご参照ください。

〈加入者・事業主の皆様をお願いしたい4つのこと〉

健診は毎年必ず受けましょう！

（対象となられた場合）

特定保健指導を必ず受けましょう！

健診結果で要治療（要再検査）がある場合
早急に医療機関へ受診しましょう！

お薬を服用するときは

ジェネリック医薬品をご選択ください。



【令和2年度】山梨支部 健康保険料率/介護保険料率

令和2年2月分（3月納付分）まで

健康保険料率

9.90 %

介護保険料率

1.73 %

令和2年3月分（4月納付分）以降

「健康保険料率」

9.81 %

「介護保険料率」

1.79 %

※ 介護保険料率は全国一律です。

※ 40歳から64歳までの方（第2号被保険者）には、健康保険料率に介護保険料率が加わります。

令和2年度の健診にかかる重要なお知らせ

生活習慣病予防健診（35歳以上の被保険者を対象とした健診）

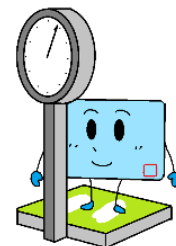
令和2年度より協会けんぽへの補助の申請（申込書の提出）は不要となります。

詳細は『生活習慣病予防健診のご案内（3月下旬以降、事業所宛送付）』をご参照ください。

特定健康診査（40歳以上の被扶養者を対象とした健診）

対象の方にはご自宅宛に『特定健康診査受診券（セット券）』をお送りしています。
（4月上旬に一斉送付）

4月の一斉送付では1月中旬のデータをもとに作成・送付しています。新たに被扶養者となられた方で『特定健康診査受診券（セット券）』が届かない場合は、大変お手数ですが保健グループ（055-220-7754）までご連絡をお願い申し上げます。



ジェネリック通信

「目標達成期限まで残り半年」

山梨支部のジェネリック医薬品使用割合

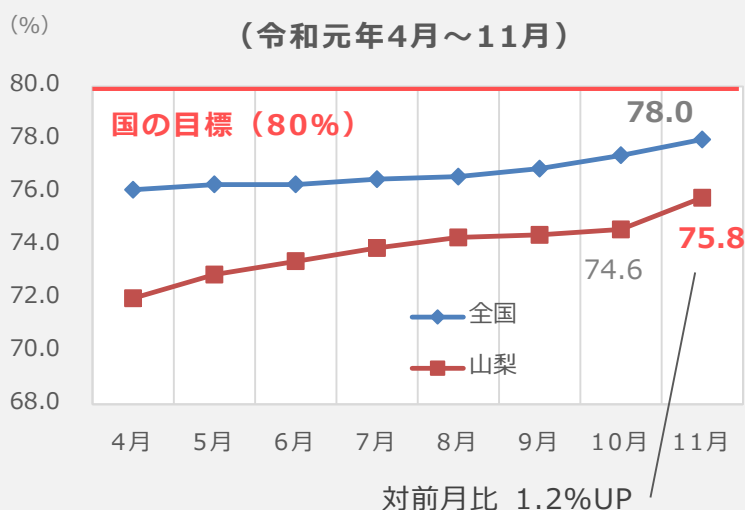
75.8%（令和元年11月時点）

山梨支部のジェネリック医薬品使用割合が75%を超えました！

国の目標（令和2年9月までに80%）を目指して、より一層のご協力をお願い申し上げます。

ジェネリック医薬品使用割合の推移

（令和元年4月～11月）



【重要】

新型コロナウイルスへの感染リスクを軽減するため、郵送によるお手続きを
お願いします。（協会けんぽでは全てのお手続きが郵送にて可能となっています）

